

# 令和7年度「高校生等の奨学金給付事業」推薦要項

後援 文部科学省

## 1. 推薦基準

本県に所在する国公立高等学校及び特別支援学校高等部に在学する生徒で、

### 前期募集

- (1) 家庭の経済環境が悪化し、学資金の支払い等が困難になっている生徒であること
- (2) 公的な支援等を受けていること  
上記(1)及び(2)を充足している修学意欲が旺盛な生徒のうち、校長から推薦のあった第2、3学年の生徒(定時制・通信制課程については相当学年)とします。  
なお、公的な支援等とは下記「10. 公的支援等」の通りとし、1つでも該当していれば可とします。

### 後期募集

- (1) 保護者が死亡・離婚等により両方もしくは片方しかいない家庭の生徒、または病気(交通事故等による怪我も含む)で就労が難しい家庭の生徒であること
- (2) 生活が困窮し、公的な支援等を受けている家庭の生徒であること  
上記(1)及び(2)を全て充足している生徒のうち、修学意欲が旺盛で、更に上級学校(国公立大学・短期大学・専修学校専門課程)へ進学する成績優秀(評定平均値3.8以上)な第3学年の生徒(定時制・通信制課程については相当学年)のうち、校長から推薦のあった者とします。  
なお、公的な支援等とは下記「10. 公的支援等」の通りとし、1つでも該当していれば可とします。

## 2. 給付する人数・奨学金の額・推薦人数

### 前期募集

- (1) 選考の上、140名それぞれに原則として、奨学金10万円を給付します。
- (2) 各学校の推薦人数は2名までとします。推薦状(様式1)に学年、生徒氏名を記入の上ご推薦ください(3名以上の推薦は不可とします)。
- (3) 全日制課程と定時制課程等は別枠として推薦することを可とします。
- (4) 既に給付を受けた生徒の推薦は不可とします(在学中1回のみ)。

### 後期募集

- (1) 選考の上、80名それぞれに原則として、奨学金20万円を給付します。
- (2) 各学校の推薦人数は原則1名とします。止むを得ず2名推薦する場合は、推薦状(様式2)に学年、生徒氏名を記入の上ご推薦ください(3名以上の推薦は不可とします)。
- (3) 全日制課程と定時制課程等は別枠として推薦することを可とします。
- (4) 前期募集で給付を受けた生徒の推薦も可とします。

## 3. 推薦の時期

前期募集：令和7年5月12日(月)～令和7年7月4日(金)

(当日消印有効とします。簡易書留でお送りください)

後期募集：令和7年12月1日(月)～令和8年2月4日(水)

(当日消印有効とします。簡易書留でお送りください)

なお、**後期募集** では、進路未決定者も「予約生」として推薦できますが、「予約生」は、進学先が決定した場合、あるいは浪人等が決定した場合には、速やかに当支部にご連絡ください。

#### 4. 提出書類

|      |   |
|------|---|
| 前期募集 | ① 推薦状（様式1）② 推薦調書（様式3）③ 給付奨学生申請書（様式5）                    |
| 後期募集 | ① 推薦状（様式2）② 推薦調書（様式4）③ 給付奨学生申請書（様式5）<br>④ 調査書（進学用・統一様式） |

※ ②、③、④は推薦する生徒ごとに作成し、提出してください。

#### 5. 推薦調書（様式3・4）作成の留意事項

- （1） 家庭の状況（家族構成等を含む）及び公的支援の内容を具体的にご記入ください。なお、「公的な支援等を受けていること」については下記「10. 公的支援等」をご参照ください。
- （2） 学校での活動状況についても、具体的事実をご記入ください。

#### 6. 書類提出先（簡易書留でお送りください）

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-12-24

（公財）日本教育公務員弘済会埼玉支部 高校生等の奨学金係

#### 7. 奨学生の選考と結果通知

当支部の選考委員会の選考を経て、支部長が決定し、**前期募集** については、令和7年8月中旬までに、**後期募集** については、令和8年3月中旬以降に当該校長あてに通知します。

#### 8. 奨学金の給付等

**前期募集**、**後期募集** どちらも、選考結果通知後に校長等の立会いのもと生徒へ目録等を伝達します。併せて、「奨学金給付申請書（様式5）」に記載されている銀行口座に送金します。

#### 9. 成果報告書の提出

給付を受けた奨学生は、所定の様式により学習成果等について、支部長に報告するものとします。

#### 10. 公的支援等

「1. 推薦基準」にある「公的な支援等を受けている」とは、以下のこととします。

- ア. 生活保護世帯
- イ. 児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯
- ウ. 「埼玉県高等学校等奨学金制度」等により、奨学金を受けている者
- エ. 同一世帯全員が市町村民税非課税の世帯
- オ. 児童福祉施設等入所者
- カ. 遺族基礎年金・遺族厚生年金を受給している世帯
- キ. その他の公的な支援を受けている世帯

※ ア. イ. ウ. オ. カ. キ の場合は、その事実を具体的に「推薦調書」にご記入ください。

※ 公的支援がエのみの場合は、令和7年度「非課税証明書」（令和6年所得分）を添付してください。

※ キの「その他の公的な支援」では、「高等学校等就学支援金」、「特別支援教育就学奨励費」は除きます。

※ 本要項における「世帯」とは、居住を共にしている場合を含みます。